

東京税務セミナー「事例検討コース」の事前案内

今年度は、①破産手続と地方税の徴収をめぐる問題 ②滞納処分の停止において議論されている法的問題をテーマにしました。いずれも地方税の徴税実務においては重要な課題です。全国の地方団体からの参加を期待します。奮ってご応募ください。

7月30日（木）

破産手続と地方税の徴収をめぐる実務の中から、破産手続における租税債権の地位に関する問題と、破産手続と滞納処分の関係に関する問題の二つを取り上げます。

一つは、破産手続において租税債権はどのような扱いを受けるのか、すなわち破産手続における租税債権の地位をめぐる問題です。

「この場合は優先破産債権、この場合は財団債権」と機械的に暗記するのではなく、租税債権の特質を踏まえて何故そのような扱いを受けるのかを考えます。初心者の方も多いため、この事例検討においては、先に講義を行い、「破産債権」や「財団債権」等の基礎的な用語をわかりやすく解説し、そのうえでグループ討議を行ってもらいます。

二つは破産手続と滞納処分の関係をめぐる問題です。

破産手続が開始された後は差し押さえることができないとされていますが、それほど単純ではありません。滞納金が財団債権である場合、破産債権である場合等もう少しケースを分けて検討する必要があります。これも、先に講義を行い、基本的な仕組みをわかりやすく解説し、そのうえでグループ討議をしてもらいます。

7月31日（金）

滞納処分の停止を扱います。停止をめぐる議論されている法的問題を考えるためには、先ず、停止制度の趣旨・目的をある程度明確にしておく必要があります。また、物税・応益税の多い地方税の特質を踏まえる必要もあります。これが前提問題なのです。例えば、停止の効力発生要件や滞納者に対する停止通知の意義、停止通知と停止の取消しとの関係などすべてこの入口の問題をどのように考えるのかにより結論（停止制度のあり方）は変わってくるのです。

次に、停止後、停止が取り消されることなく3年が経過すると納税義務は消滅します。この制度について、何故「3年」なのか、また、この停止期間中における滞納者の法的地位、例えば、納税の催告をすることの可否、新規の滞納が発生した場合の徴収のあり方、事後調査などについて考えてみたいと思います。

これらの問題は、地方団体により考え方や取扱いが異なっているのではないかと思います。このため、できるだけ多くの団体の職員に参加していただき、お互いに他団体の取扱いを知ることにより、議論が一層深まることを期待しています。